

議案第12号茅ヶ崎市公文書等管理条例に対する附帯決議

本条例は、行政文書は国民共有の知的資源として国民が主体的に利用し得るものと規定した公文書管理法や茅ヶ崎市自治基本条例の趣旨にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにするためのものである。

令和3年4月1日の施行に向けては、総務常任委員会における審査内容を踏まえ、文書の作成から廃棄に至るまでの過程を適切に運用するための具体的なガイドライン等の作成を早急に進め、適切な事務執行のための研修等に取り組むとともに、それらの内容、経過等を議会及び市民に明らかにするよう求めるものである。

以上、決議する。

令和2年3月24日

茅ヶ崎市議会